

遺族に対する心のケアの実践と関係者へのフィードバック

研究分担者 辻本 哲士 滋賀県立精神保健福祉センター 所長

研究要旨：外因死者遺族に対する心のケアの具体的な支援体制の構築はまだ不十分である。事故あるいは自死によって遺族となった外因死者遺族に対し、滋賀医科大学社会医学講座法医学部門で開設された心のケア相談窓口・滋賀県法医学会がワンストップとしての相談窓口となり、連携機関である精神保健福祉センターが専門的な心のケアを実施した。H30年度、5件の遺族に対し、寄り添い型のグリーフケア、法的・行政的な手続きや自死遺族の会の紹介等の支援を継続して行った。外因死者遺族に対する心のケアは、地域の関係機関による連携によって実施できることが明らかになった。

A. 研究目的

外因死者遺族に対する心のケアの重要性は、以前から指摘され続けてきたが、具体的な支援体制の構築はまだ不十分である。事件・事故の遺族に関して、犯罪被害者等基本法やその他の条例等に、犯罪被害者等が犯罪によって受けた心身の影響からの回復のため、適切かつきめ細かな支援（保健医療サービス、福祉サービス等）の提供が必要であると書かれている。自死遺族に関しては、自殺対策基本法・自殺総合対策大綱で支援の重要性が明記されているが、遺された人にとっては、心理的・身体的に困難な状況が続いている。滋賀県立精神保健福祉センターは、事件や事故後の精神的な二次被害の拡大を防止するため、CIT: Crisis Intervention team（通称：こころのケアチーム）の派遣事業を実施し、犯罪被害者遺族支援に関わってきた。また、自殺対策推進センターを設置して自死遺族支援を行い、自死遺族の会等とも連携している。滋賀医科大学社会医学講座法医学部門で開設された「事件・事故、自死でご家族を亡くされた方へ心のケア相談窓口」と協力することにより、効果的な心のケア実践システムの構築と関係者との連携を図ることとした。

B. 研究方法

滋賀医科大学社会医学講座法医学部門で開設された「事件・事故、自死でご家族を亡くされた方へ心のケア相談窓口」、滋賀県法医学会から紹介された事件・事故あるいは自死によって遺族となった外因死者遺族に対し、連携機関である精神保健福祉センターが専門的な心のケアを実践した。精神保健福祉センターの支援スタッフは精神保健医療福祉の知識を持った看護師、保健師、臨床心理士、精神保健

福祉士、精神科医の多職種からなり、心理社会的要因をアセスメントしながら、中長期的な視点を持って関わった。事件・事故、自死に対してファーストコンタクトすることになった関係者とも、情報共有・フィードバックし、包括的な支援を続けるよう心がけた。

C. 研究結果

H30年度、滋賀医科大学社会医学講座法医学部門、滋賀県法医学会から紹介された当センターに紹介された事例数は5件であった。自殺案件が多く、自死事例の年齢は10代から80代、遺族は配偶者、子、内縁関係にある同居人等であった。学校生徒の自死ケースもあり、学校にとっては事件としての意味合いも大きく、教師等に対する心のケアを継続して行うこともあった。

外因死者遺族に対する心のケアの中心は、深い悲しみである喪失悲嘆（グリーフ）に対し、さりげない寄り添い支援となった。回復のプロセス・期間は、年齢や性別、死別状況、故人との関係性など、個人によって様々であった。面接には十分な時間をとり、共感をもって穏やかに傾聴した。遺族の主体性を尊重し、継続した支援を行った。支援の中で、遺族としての行わざるを得ない法的・行政上の諸手続についての説明、同じ悩みや問題を抱える仲間と集える自死遺族の会「凧の会おうみ」の紹介を、遺族の状況に応じてパンフレット等を用いて行った。

自死遺族のおかれている現状、地域で取り組まれている支援、関係者や県民が担える役割について考えることを目的に「地域関係機関の連携で自死遺族を支える」をテーマに自死遺族支援フォーラムを、平成30年3月3日に開催した。自死遺族による体験談の

語りの後、法医学会検案医、自殺総合対策推進センター医師、地域包括支援センター保健師、自死遺族の会代表をシンポジスト、精神保健福祉センター医師と自死遺族をコーディネーターにシンポジウムを行った。参加者スタッフを含め、約50名の参加者があり、充実した公開討論会となった。

D. 考察

外因死者遺族に対する心のケアは、精神保健福祉センター等の行政相談機関の多職種専門職チームが果たしてきた。しかし、遺族がそれらの相談機関の存在を知り、実際に支援を受けるには、まだまだハードルが高い状況にある。外因死遺族がファーストコンタクトする検案医による連携役割は重要である。今回、滋賀医科大学社会医学講座法医学部門で開設された心のケア相談窓口・滋賀県法医学会がワンストップとしての相談窓口の機能を果たすことができ、外因死者遺族に対する心のケアの具体的な支援体制のモデルとなることがわかった。

E. 結論

外因死者遺族に対する心のケアを具体的に実践した。外因死者遺族の心のケア相談窓口・滋賀県法医学会からの紹介事例を、地域精神保健福祉の専門機関である精神保健福祉センターが受け入れ、寄り添いと情報提供等の総合的な支援を行った。関係機関とも包括的に連携し、支援のネットワークを構築することができた。